

## 柏崎刈羽原子力発電所 6,7 号機の審査書の下承について

2017 年 12 月 27 日

一般社団法人 日本原子力産業協会  
理事長 高橋 明男

本日開催された原子力規制委員会において、東京電力ホールディングス(株) 柏崎刈羽原子力発電所 6,7 号機の原子炉設置変更許可申請に対する審査結果をまとめた「審査書」が下承された。これまでの下承された合計 12 基のプラントはすべて加圧水型原子炉 (PWR) であるが、柏崎刈羽原子力発電所 6,7 号機は、事故を起こした福島第一原子力発電所と同じ沸騰水型原子炉 (BWR) を採用しており (改良型沸騰水型原子炉 : ABWR)、BWR では国内初の審査書下承となった。

東京電力は、柏崎刈羽原子力発電所 6,7 号機の新規制基準適合性に係る審査の過程で、フィルタベント等の設置が義務付けられた設備にとどまらず、代替循環冷却系を自主的に設置するなど、より一層安全性向上に努めている。代替循環冷却系については、原子炉格納容器の閉じ込め機能を維持しながら圧力及び温度を低下させることができるため、原子力規制委員会においても安全性が向上すると評価され、基準に取り込まれることとなり、他の BWR プラントにも設置が義務付けられた。これは、BWR の新規制基準適合性審査における先行プラントとして、まさに先駆的な役割を担ったこととなる。2013 年 9 月の申請以来 4 年以上にわたった審査においては、東京電力も規制当局も大変な苦労があったと推察され、あらためて敬意を表したい。

国内の稼働可能なプラントのうち約半数が BWR である。エネルギー資源に乏しい我が国において、3E のバランスに優れる原子力発電の果たす役割は大変大きく、現在再稼働が進んでいる PWR プラントだけでなく、BWR プラントの再稼働が必要である。

BWR プラントを所有する事業者においては、柏崎刈羽原子力発電所 6,7 号機の審査における経験や実績を共有し、活かしていくことで、今後の審査が効率的に進むよう準備、対応いただくとともに、規制当局にも審査をより円滑に進めていただけるよう期待したい。

以上